

令和7年度 グリーン経営認証制度促進助成事業 交付要綱

令和7年3月27日制定
公益社団法人青森県トラック協会

（事業の趣旨）

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、環境対策の推進を図るため、青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）がグリーン経営認証制度の認証登録を取得又は更新した場合、その費用の一部を助成する。

（助成金の交付予算額）

第2条 助成金の交付予算額は、600,000円とする。

（助成額）

第3条 助成額は、下記のとおりとする。

- （1）1会員事業所あたり50,000円とする。
- （2）県内に複数の営業所がある場合は、2営業所以降10,000円とする。
- （3）要した費用の合計が（1）及び（2）の額に満たないときはその金額とする。

（助成対象）

第4条 会員事業者が青森県内に置く拠点の認証登録費用とする。

（対象期間）

第5条 令和7年4月1日から令和8年2月末日まで

（実績報告及び助成金の請求）

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「グリーン経営認証制度促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を青ト協に提出しなければならない。

（助成金交付）

第8条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときには、会員事業者に助成金を交付する。

ただし、第5条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

（助成金の返還）

第9条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- （1）この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
- （2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。